

## アフターサービスについて ご契約に関する情報提供とサービスは以下のとおりです。



ご照会などにつきましては、お電話で承ります。  
第一フロンティア生命お客さまサービスセンター  
フリーダイヤル

0120-876-126

営業時間 9:00~17:00 (土日、祝日、年末年始などの休日を除く)

## サービス内容

- ①ご契約内容についてのご質問・お問合わせ
- ②保険金などの請求のお手続き
- ③目標値の変更など、ご契約内容の変更のお手続き



現在の積立利率、「保険料円貨入金特約」、「円貨支払特約」の為替レートなどは、  
第一フロンティア生命のホームページでもご覧いただけます。

第一フロンティア生命ホームページ <https://www.d-frontier-life.co.jp/>



ご契約内容について下記の書類を郵送します。

## ●ご契約内容のお知らせ(年2回)

\*「契約応当月」・「契約応当月+6ヵ月」それぞれ月末のご契約内容を、翌月下旬以降に郵送します。

## ●目標値到達による「定額の円貨建終身保険への移行」のお知らせ

\*「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加した方のみ、目標値到達時に郵送します。

## 商品付帯サービスについて



●『健康』や『認知症・介護』に関する相談・予防・支援、『相続・税務・法務』に関する相談など、  
ご自身・家族が利用できるサービスです。

●サービスのご利用方法は、ご契約者さま宛てにお届けする「保険証券」に  
同封のチラシにてご案内いたします。

\*本サービスは、第一フロンティア生命の保険商品の保障内容の一部ではありません。



サービス内容の詳細は、  
第一フロンティア生命  
ホームページでも  
ご覧いただけます。

ご契約の際には、「ご契約のしおり・約款」および「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報) 兼 商品パンフレット」(本書面)を  
ご確認のうえ、大切に保管してください。

「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。  
ご加入商品の「ご契約のしおり・約款」については、右記のコードからご確認いただけます。

〈ご契約のしおり・約款用〉

「ご契約のしおり・約款」 記載事項の例	●クーリング・オフ制度(お申込みの撤回など)	●告知
	●商品のしくみ	●ご契約の成立と保障の責任開始期
	●死亡保険金をお支払いできない場合	●解約と解約返還金



この保険商品のご検討に際しては、必ず外貨建保険販売資格を持つ生命保険募集人にご相談ください。

## 契約締結における担当者の役割について

生命保険契約は、お客さまと第一フロンティア生命との間で締結される契約であり、お客さまからのお申込みをいただき、第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、契約締結の際の媒介をさせていただくことが役割であり、契約締結の代理権や告知の受領権はありません。担当者(生命保険募集人)の登録状況・権限などに関しまして確認をご要望の場合には照会先[第一フロンティア生命0120-876-126]までご連絡ください。

## その他ご注意いただきたい事項について

お申込みの際は、内容を十分にお確かめのうえ、必ずご自身でお手続きください。ご契約成立後、第一フロンティア生命より「保険証券」を送付しますので、お申込内容に間違いがないか必ずご確認ください。

## 募集代理店(三菱UFJ銀行)からのご説明事項

- 「プレミアプレゼント2」にご契約いただくか否かが、三菱UFJ銀行におけるお客さまのお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- 「プレミアプレゼント2」は第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険です。このため預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
- 三菱UFJ銀行は「プレミアプレゼント2」の引受保険会社である第一フロンティア生命の支払能力を保証するものではありません。
- 法令により、銀行が保険募集を行う際には、「構成員契約規制」の対象となるお客さまへの募集について規制があります。三菱UFJ銀行では、法令を遵守し公正な保険募集を行うために、お客さまのお勤め先等について、あらかじめお客さまからお伺いし、万一「規制に該当しないこと」が確認できない場合には保険募集をしませんのでご了承ください。

(お問い合わせ、ご照会は)  
[募集代理店]

**MUFG 株式会社 三菱UFJ銀行**

三菱UFJ銀行コールセンター[保険]

0120-860-777

月～金曜日 9:00～17:00(祝日・12/31～1/3等を除く)  
<https://www.bk.mufg.jp>

2022年4月現在(No.05281)

(ご契約後のご照会は)  
[引受保険会社]



第一フロンティア生命保険株式会社

〒105-0003 東京都港区西新橋1-1-1  
日比谷フォートタワー

第一フロンティア生命  
第一生命グループ

ホームページ <https://www.d-frontier-life.co.jp/>

お客さまサービスセンター  
フリーダイヤル **0120-876-126**

営業時間 9:00～17:00(土日、祝日、年末年始などの休日を除く)

'22年4月版

ⒸB21F0214(2022.1.21) F6866-02 '22年3月作成 リ

## プレミアプレゼント2

積立利率変動型終身保険(20)(通貨指定型)



米ドル建



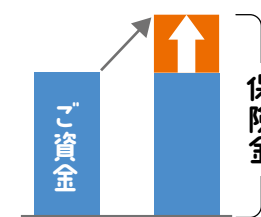
豪ドル建



円建

## 大切なご家族に

ふやして  
“のこせます”



## ご自身のために

ふやして  
“つかえます”



- この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。
- 為替、解約時の市場金利の変動などによって、損失が生じるおそれがあります。

## 契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報) 兼 商品パンフレット

「契約締結前交付書面」は、ご契約の内容などに関する重要な事項を「契約概要」と「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。

なかでも、主な免責事由やご契約中の保険契約の解約・減額を前提とした新たな保険契約のお申込みの場合の注意事項など、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分について、あらかじめご了解のうえ、お申し込みください。

[募集代理店]

**MUFG 三菱UFJ銀行**

[引受保険会社]

**第一フロンティア生命**  
第一生命グループ

この保険の引受保険会社は第一フロンティア生命です。株式会社三菱UFJ銀行は第一フロンティア生命の募集代理店です。

1 ご契約時

運用する通貨を選択できます



90歳まで告知なしで加入できます

\*ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない通貨・年齢・性別があります。

2 契約日から2年間

「2年間保険金円保証特約」を付加した場合、  
死亡保険金額は、一時払保険料の円換算額が最低保証され、円貨でお支払いします。▶P13

例 円貨払込金額1,000万円 → 死亡保険金額1,000万円を最低保証  
\*この特約を付加した場合、基本保険金額は付加しない場合と比べて小さい金額となります。

死亡保険金額は、一時払保険料が最低保証されます。

3 2年経過以後

死亡保険金額が、指定通貨建で一時払保険料より確実にふえます

⚠ 円建は外貨建よりもふえない傾向があります。

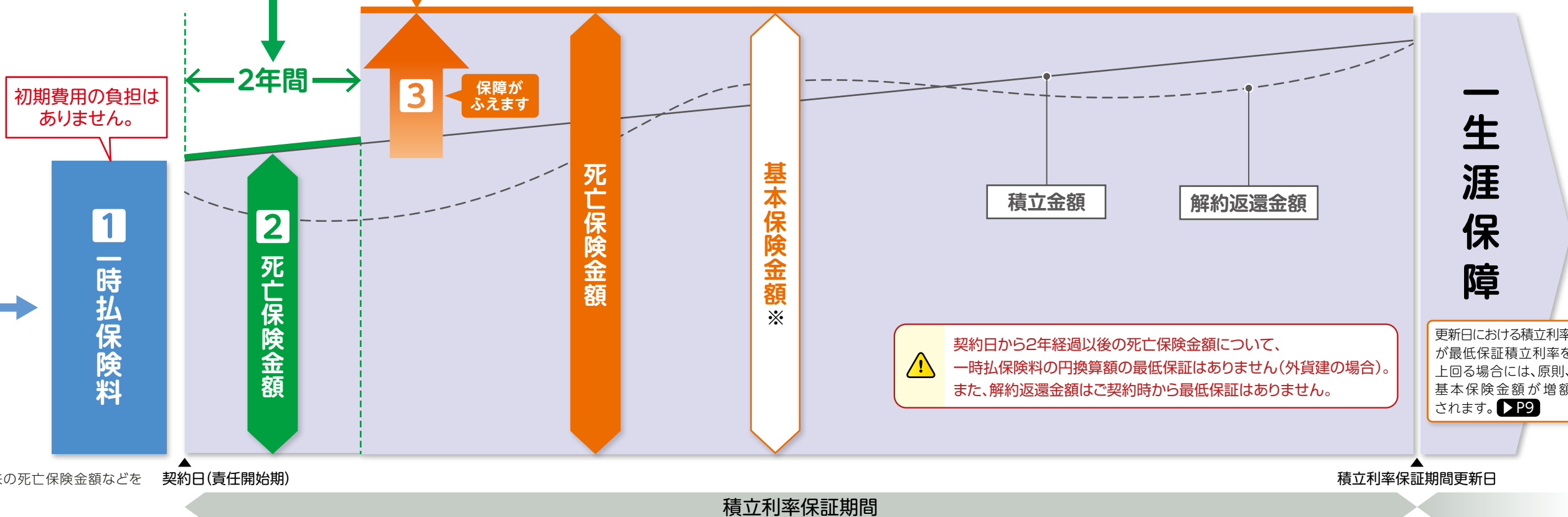
\*具体的には、「積立利率のお知らせ」または「設計書」をご確認ください。  
\*運用する通貨が外貨の場合でも、死亡保険金を円貨で受け取ることができます。



しくみ図(イメージ)

ご加入時の告知は不要です。

外貨建でも円貨で払い込むことができます (保険料円貨入金特約)  
円



\*上記しくみ図はイメージを表したもので、将来の死亡保険金額などを保証するものではありません。

●指定通貨と契約年齢に応じて積立利率保証期間が決まります。▶P12

指定通貨	米ドル		豪ドル		円	
契約年齢	20歳～80歳	81歳～90歳	20歳～85歳	86歳～90歳	20歳～75歳	76歳～90歳
積立利率保証期間	30年	10年	20年	10年	30年	15年

⚠ この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また為替、解約時の市場金利の変動などによって損失が生じるおそれがあります。▶P17～19

\*契約日から2年経過以後に死亡保険金を支払う場合に基準となる金額です。一時払保険料および契約日における積立利率などにに基づき計算されます。

死亡保険金額について ▶P11	
2 契約日から2年間	一時払保険料、積立金額、解約返還金額のいずれか大きい金額 <sup>①</sup>
「2年間保険金円保証特約」を付加した場合	「①の円換算額」、「一時払保険料の円換算額」のいずれか大きい金額
3 契約日から2年経過以後	基本保険金額、解約返還金額のいずれか大きい金額





### 1 目標値の設定

円換算の目標値を設定します。

105% または 110% ~ 200% (10%きざみ)

例 円貨払込金額 1,000万円 × 目標値 120% = 目標金額 1,200万円

- 契約後は何度でも変更できます。(変更時は250%、300%も指定いただけます)

### 2 目標到達の判定

契約日から1年経過以後、第一フロンティア生命が目標到達状況を毎営業日 判定します。

- 目標到達状況は、**解約返還金額の円換算額**で判定 します。

⚠ 目標到達状況を判定する解約返還金額の計算には、市場価格調整を行い、さらに解約控除がかかります。▶P15~18

### 3 目標値に到達

自動的に円貨で運用成果を確保し、円建の終身保険に移行します。

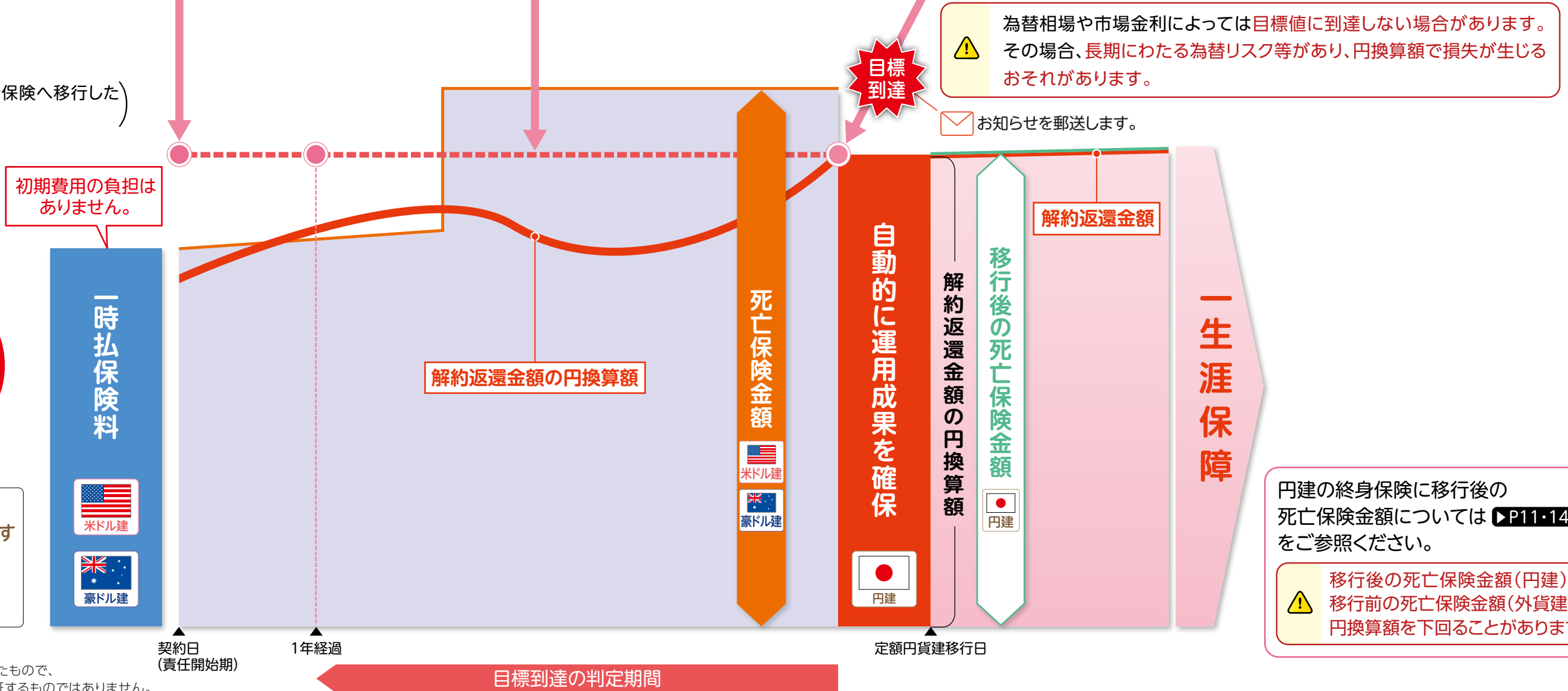
〈移行後にできること〉

- 円建の終身保険としてそのまま保有
- 解約・減額して、解約返還金額(円貨)のお受取り
- 終身保険にかえて、年金でのお受取り ▶P13

\*移行後は市場価格調整を行わず、解約控除もかかりません。

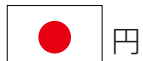
### しくみ図

(目標到達し、円建の終身保険へ移行した場合のイメージ)



ご加入時の告知は不要です。

外貨建でも円貨で払い込むことができます (保険料円貨入金特約)



契約日 (責任開始期)

1年経過

解約返還金額の円換算額

死亡保険金額



自動的に運用成果を確保



解約返還金額の円換算額

移行後の死亡保険金額



解約返還金額

生涯保障

円建の終身保険に移行後の死亡保険金額については ▶P11-14 をご参照ください。

⚠ 移行後の死亡保険金額(円建)は、移行前の死亡保険金額(外貨建)の円換算額を下回ることがあります。

\*上記しくみ図はイメージを表したもので、将来の死亡保険金額などを保証するものではありません。

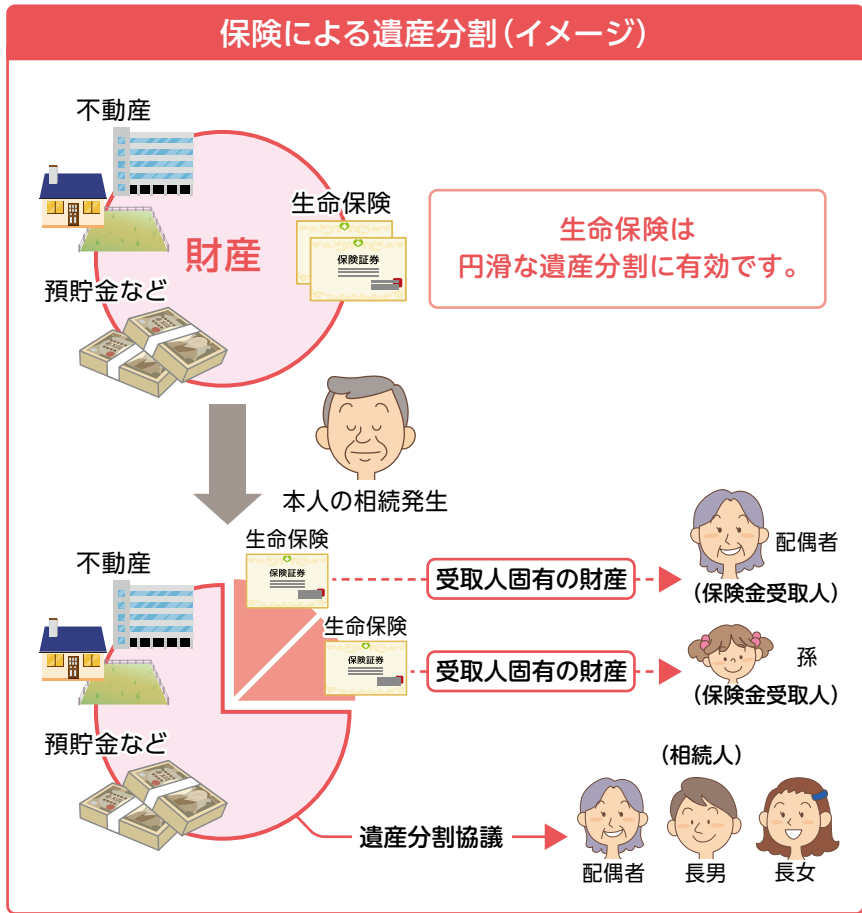
⚠ この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また為替、解約時の市場金利の変動 などによって損失が生じるおそれがあります。▶P17~19

その① 遺産分割準備

お金の宛名をつけることができます。

- 死亡保険金を誰にのこすか生前に決めておくことができます。
- 死亡保険金は受取人の固有の財産となり、原則遺産分割協議の対象外となります。

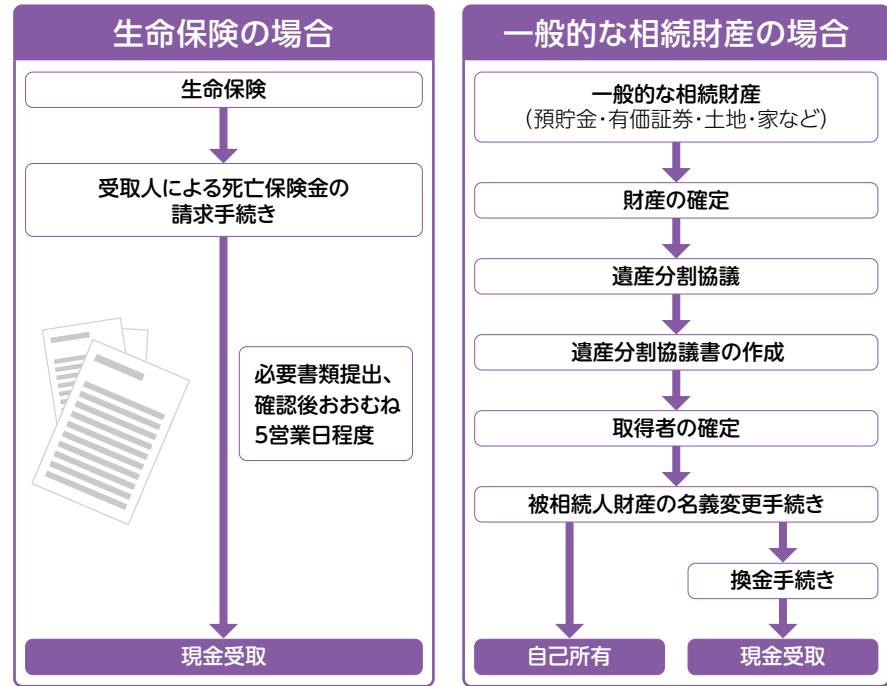
\*相続人の中で著しい不公平が生じる場合、受取人の固有の財産とみなされない可能性があります。



その② 現金の準備

すぐに使えるお金が準備できます。

- あらかじめ指定された受取人が、現金ですみやかに受け取ることができますので、当面の生活費や納税資金などに備えることができます。



- 「死亡保険金の受取り」に必要な書類(例)
- 死亡保険金請求書 ●保険証券 ●死亡診断書
  - 死亡保険金の受取りには、遺産分割協議書、相続人全員の印鑑証明書・戸籍謄本、戸籍謄本などは原則ありません。

その③ 相続財産の評価

相続財産評価を引き下げる効果があります。

- 死亡保険金は一定額までが非課税となり、相続税額を軽減できます。

生命保険金の非課税枠

生命保険の死亡保険金には相続税の非課税枠が設けられています。

相続税法第12条 非課税枠 **500万円** × 法定相続人の数

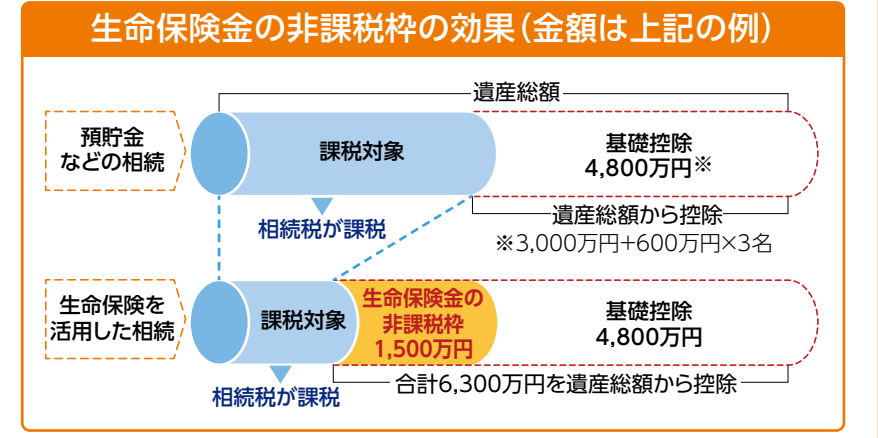
\*契約者(=保険料負担者)と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が相続人である場合、他の死亡保険金などと合算のうえ適用されます。▶P24

【計算例】法定相続人が配偶者、長男、長女の3人の場合 (契約者・被保険者)

**500万円 × 3名 = 1,500万円**が相続税の非課税枠となります。

本人、配偶者、長男、長女

受取人がひとりしか指定されていない場合でも、法定相続人数分の非課税枠が適用されます。



「相続財産が少ないからめめない」とも限りません。

遺産分割事件のうち認容・調停成立件数※1

**5,807件** (うち遺産価額5,000万円以下の割合 **約78%**)

最高裁判所「司法統計年報」(令和2年度)

遺産分割事件(家事調停・審判)の新受件数※2

**14,617件** (平成7年比約**1.5倍**)

最高裁判所「司法統計年報」(令和2年度)

※1 家庭裁判所の案件のうち、審判で遺産分割が認められた、または、当事者間で合意が成立した件数

※2 家庭裁判所で新たに受付けた遺産分割調停・審判の申立て件数

相続発生後、すみやかに使える現金が必要です。

葬儀費用(平均)

**約195.7万円**

(一財)日本消費者協会「第11回 葬儀についてのアンケート調査」(平成29年)

延納+物納※ 申請件数

**914件**

国税庁「相続税の物納申請・処理等の状況」(令和2年度)

※「延納」とは相続税を現金で納付することが困難な場合に現金以外の相続財産で納めることです。

相続財産が多額になるほど相続税の負担が大きくなります。

相続税課税対象となる被相続人ひとりあたりの平均納付額

**約1,737万円**

国税庁「令和2年分における相続税の申告事績の概要」

相続税の課税対象となった被相続人の数

**12万372人** (平成26年比約**2.1倍**) (死亡者数の**8.8%**)

国税庁「令和2年分における相続税の申告事績の概要」



## この商品の解約返還金額は、

！ 市場価格調整
！ 解約控除
！ 為替レート
の影響により、  
**一時払保険料を下回る可能性があります。**



ここでは、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させる ！ 市場価格調整 の手法を詳しくみてみましょう。

### ■市場価格調整(解約返還金額の増減)イメージ



\*「市場金利」の水準に基づいて、解約返還金額の計算に適用する「平均指標金利」が算出されます。

### ■解約返還金額の例 一時払保険料100,000米ドルの場合

(前提条件) 女性、70歳、指定通貨:米ドル、積立利率保証期間:30年  
積立利率:2.00%、平均指標金利:2.00%、2年間保険金円保証特約:あり

経過年数	解約返還金額(米ドル)	
	1.0%上昇	1.0%低下
1年	79,400	111,658
3年	83,538	114,317
5年	<b>① 87,649</b>	<b>② 116,817</b>
10年	98,719	123,570
20年	118,527	132,789
30年	138,801	138,801

#### 経過年数5年の解約返還金額(解約控除も加味)

- 解約時の平均指標金利が、契約時と比べて1.0%上昇した場合

一時払保険料 **100,000** 米ドル > 解約返還金額 **87,649** 米ドル
- 解約時の平均指標金利が、契約時と比べて1.0%低下した場合

一時払保険料 **100,000** 米ドル < 解約返還金額 **116,817** 米ドル

解約返還金額の計算には、ご契約から10年未満の場合、解約控除も差し引かれます。解約控除率は、契約から解約までの年数が短いほど高くなります。



\*上記の前提条件である、指定通貨:米ドル、積立利率保証期間:30年の場合、解約控除率は、経過年数<1年未満>5.5%から<10年以上>0.0%まで1年ごとに低下していきます。

\*上表に記載の解約返還金額は、経過年数ごとの年単位の契約当日の前日に解約した場合の金額で、小数点以下を切捨てにより表示しています。

## 契約概要

- この「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認ください事項を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。
- 「契約概要」に記載のお支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。その詳細ならびに主な保険用語の説明などについては「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでお読みください。

- この保険の正式名称は、「積立利率変動型終身保険(20)(通貨指定型)」です。
- この保険では「保険契約の型」として、「死亡保障型」と「死亡・認知症介護保障型」がありますが、裏表紙に記載する募集代理店では「死亡保障型」のみのお取扱いとなり、「死亡・認知症介護保障型」のお取扱はありません。そのため、この冊子では「死亡保障型」についてのみ、記載しております。

■この冊子では、わかりやすさの観点から「ご契約のしおり・約款」上の用語をつぎのとおり表記しています。

「ご契約のしおり・約款」に記載の名称	この冊子での表記
保障抑制期間中保険金円貨支払額最低保証特約	2年間保険金円保証特約

■指定通貨が外貨の場合のみ、または円の場合のみに該当する箇所をつぎのとおり、国旗のみで表記しています。

指定通貨	このページ以降での表記
外貨のみ該当	
円のみ該当	

## 1 引受保険会社の商号と住所などについて

- 商号 第一フロンティア生命保険株式会社
- 住所 〒105-0003 東京都港区西新橋1-1-1 日比谷フォートタワー
- 電話 0120-876-126
- ホームページ <https://www.d-frontier-life.co.jp/>

## 2 この保険の特徴について

- この保険は、通貨および積立利率保証期間ごとに金利情勢に応じて積立利率を定め、その積立利率を定期的に見直すしくみの保険料一時払方式の終身保険です。
- 通貨の種類は、米ドル、豪ドル、円で、ご契約のお申込みの際に1つ指定いただきます。
- 契約日から2年間は、死亡保険金を支払う場合に基準となる金額を一時払保険料相当額とします。

■ 「2年間保険金円保証特約」の付加により、契約日から2年間の死亡保険金額は、一時払保険料の円換算額を最低保証します。▶P13

■ 契約日から2年経過以後より、死亡保険金額は指定通貨建で一時払保険料相当額よりも大きい金額となります。

■ 積立利率保証期間は、指定通貨および契約年齢に応じて30年、20年、15年または10年となり、満了日の翌日に更新前の積立利率保証期間と同一の期間で更新します。ただし、積立利率保証期間更新日における被保険者の満年齢が当社所定の年齢※以上となる場合は、その日を最終の更新日とします。最終の更新日に設定された当社所定の利率は、以後終身にわたり適用されます。なお、積立利率は最低保証積立利率 ( 0.50%、 0.01%) を下回りません。

※積立利率保証期間が30年の場合は81歳、20年の場合は86歳、15年の場合は91歳、10年の場合は96歳となります。

■ 積立利率保証期間更新日における積立利率が最低保証積立利率を上回る場合には、原則、更新日以後の基本保険金額が増額されます。

\*年齢・性別によっては、増額されないことがあります。

■ 「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」の付加により、「一時払保険料の円換算額」に対する「解約返還金額の円換算額」の割合が目標値に到達した場合、自動的に円貨で運用成果を確保して円建の終身保険に移行します。

■ 商品のしくみ図(イメージ)については▶P1~4をご参照ください。

### 3 この保険の費用・リスクについて

■ この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、為替、解約時の市場金利の変動などによって損失が生じるおそれがあります。▶P17~19

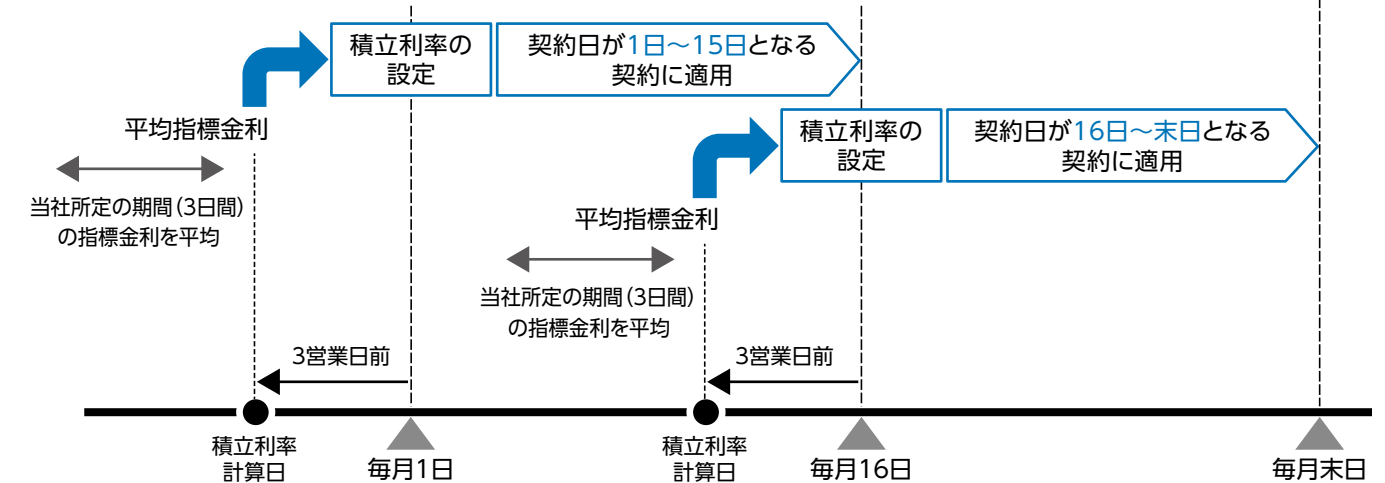
## 4 積立利率について

■ 積立利率とは、積立金(一時払保険料をもとに積み立てるお金)に適用される利率のことで、毎月2回(1日と16日)設定されます。

積立利率の算出にあたっては、指標金利を参考に当社が定めた率から、保険契約関係費率を差し引きます。なお、積立利率は一時払保険料全体に対する実質的な利回りとは異なります。

計算方法	積立利率 = 平均指標金利 + 調整率 - 保険契約関係費率
指標金利 (下段の表も ご参照ください)	指定通貨ごとに、所定のインデックス利回りなどをもとに算出します。 「平均指標金利」とは、積立利率計算日(積立利率が設定される、毎月1日と16日の直前3営業日前)に算出される、当社所定の期間(3日間)の指標金利の平均値です。
調整率	市場金利の変動幅などを考慮して、指定通貨ごとに上限および下限を定めています。 [米ドル] -1.5% ~ +1.0% [豪ドル] -1.0% ~ +1.5% [円] -1.0% ~ +1.0%
保険契約関係費率	ご契約の締結・維持などに必要な費用および死亡保険金を支払うための費用の率

<積立利率の設定と適用イメージ>



<指標金利>

指定通貨	積立利率保証期間	指標金利
米ドル	30年	残存期間10年および20年の公社債における加重平均インデックス利回り※1を平均
	10年	残存期間5年および10年の公社債における加重平均インデックス利回り※1を平均
豪ドル	20年	豪ドル10年および20年の金利スワップレート※2を平均
	10年	豪ドル10年金利スワップレート※2
円	30年	残存期間20年の日本国債の流通利回り
	15年	残存期間10年の日本国債の流通利回り

※1 公債インデックスと社債インデックスの利回りを3:7の割合で加重平均したものです。

※2 「豪ドル金利スワップレート(固定受け、変動払い(BBSW))」です。使用する金利スワップレートは、将来変更となることがあります。


\*指標金利の推移は、▶P30をご参照ください。

## 5 配当金について

■ この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

## 6 保障内容について

- 被保険者が死亡された場合、死亡保険金を死亡保険金受取人にお支払いします。
- 死亡保険金額は、被保険者が死亡したときにおける以下の金額となります。

保険期間	死亡保険金額
契約日から2年間	つぎのいずれか大きい金額…① ●一時払保険料 ●積立金額 ●解約返還金額
 [2年間保険金円保証特約]を付加した場合	つぎのいずれか大きい金額 ●①の円換算額※1 ●一時払保険料の円換算額※2
契約日から2年経過以後	つぎのいずれか大きい金額 ●基本保険金額 ●解約返還金額

- ※1 死亡保険金の請求書類がお客さまサービスセンターに到着した日(書類に不備がある場合は、完備した日)における当社所定の為替レート(TTM-50銭)で、①を円換算した金額となります。
- ※2 一時払保険料を、第一フロンティア生命に着金した日(第一フロンティア生命所定の金融機関が休業日の場合は、その金融機関の翌営業日)の当社所定の為替レート(TTM+50銭)で円換算した金額となります。なお、「保険料円貨入金特約」を付加した場合は、円貨払込金額と同額となります。
- ※TTM(対顧客電信売買相場仲値)については▶P15をご参照ください。また、当社所定の為替レートは2022年2月現在の数値であり、将来変更することがあります。


### 契約日から2年間の死亡保険金額のイメージ

【ご契約例】 指定通貨:米ドル 契約時の当社所定の為替レート:1米ドル=100円 一時払保険料:10万米ドル→円換算額:1,000万円  
死亡保険金額が一時払保険料と同額であると仮定した場合

		2年間保険金円保証特約			
		付加しない場合		付加する場合	
		外貨で受取	円貨で受取	円貨で受取	
為替レート ※3	110円	円安	10万米ドル	1,100万円	1,100万円
	100円	契約時と同じ	10万米ドル	1,000万円	1,000万円
	90円	円高	10万米ドル	900万円	1,000万円

※3 死亡保険金の請求書類がお客さまサービスセンターに到着した日(書類に不備がある場合は、完備した日)における当社所定の為替レート

ご契約時より円高となっても、一時払保険料の円換算額を最低保証します。

-  「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加し、円建の終身保険に移行後は以下のとおりとなります。(イメージ▶P14)

保険期間	死亡保険金額
定額円貨建移行日から2年後の「移行後保障増額日」の前日まで	被保険者が死亡したときの責任準備金額(解約返還金額)
移行後保障増額日以後	被保険者が死亡したときの移行後基本保険金額

※円建の終身保険に移行後の死亡保険金額は、移行前の死亡保険金額の円換算額を下回ることがあります。

死亡保険金などを外貨でお受け取りになる場合には、外貨で受領できる銀行口座をお客さまに用意していただく必要があります。また、外貨でのお受け取りは円貨でのお受け取りに比べてお客さまの銀行口座に着金するまでに時間がかかることがあります。

## 7 ご契約のお取扱いについて

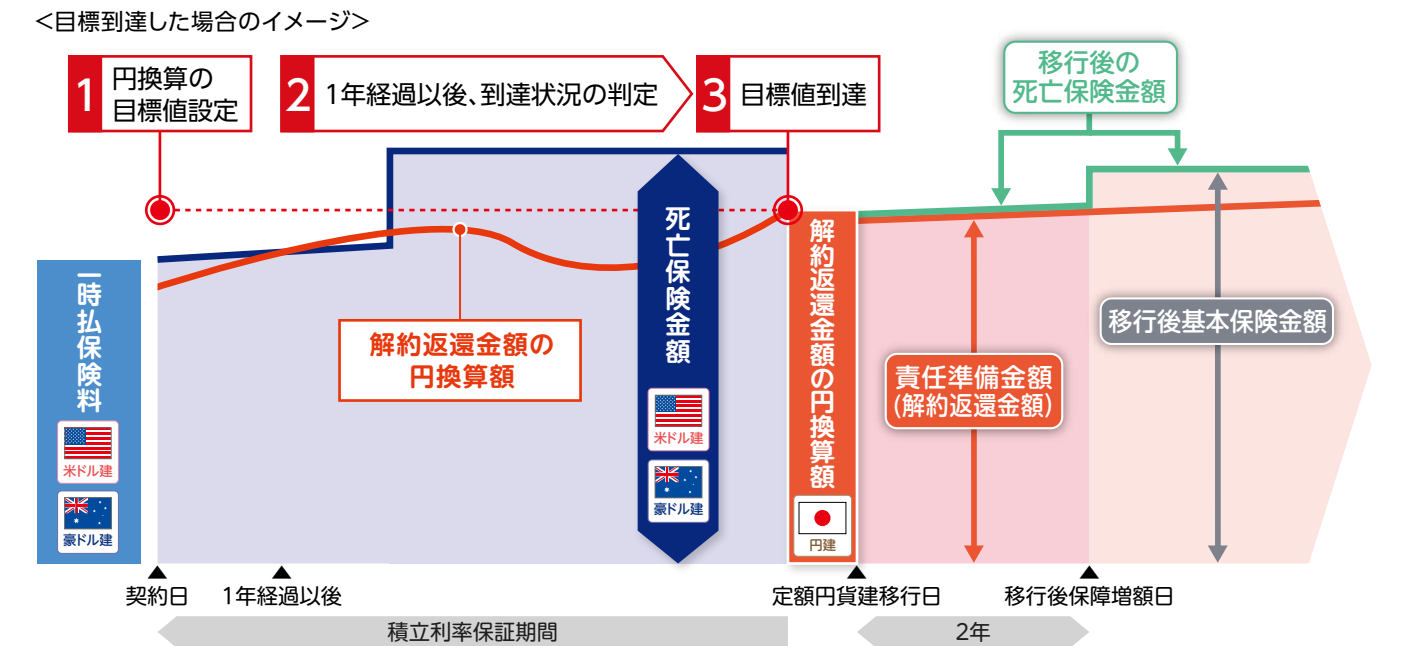
一時払保険料 もしくは払込金額  *ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない指定通貨があります。	指定通貨で入金する場合	米ドル 10,000米ドル	豪ドル 10,000豪ドル	円 100万円
	 「保険料円貨入金特約」を付加する場合	円 100万円		
	 「保険料外貨入金特約」を付加する場合	払込通貨:米ドル/指定通貨:豪ドル 10,000米ドル	払込通貨:豪ドル/指定通貨:米ドル 10,000豪ドル	
*保険料の払込単位は、米ドル:1米ドル、豪ドル:1豪ドル、円:1万円です。				
最低	基本保険金額が9億円相当額※ (適用される積立利率、年齢、および性別により一時払保険料の上限額は異なります。)			
最高	※  第一フロンティア生命が毎年6月に定める為替レートで円換算します。 *同一の被保険者について、他に第一フロンティア生命の終身保険および養老保険に加入されている場合、基本保険金額は通算して9億円相当額を超えることはできません。 *目標値を設定している場合には、「一時払保険料の円換算額×目標値」の金額で判定します。			
保険期間	終身			
契約年齢 *契約日における被保険者の満年齢	20歳～90歳 *ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない年齢・性別があります。			
積立利率保証期間	米ドル建	豪ドル建	円建	
	20歳～80歳:30年 81歳～90歳:10年	20歳～85歳:20年 86歳～90歳:10年	20歳～75歳:30年 76歳～90歳:15年	
ただし、積立利率保証期間更新日における被保険者の満年齢が当社所定の年齢※以上となる場合は、その日を最終の更新日として、以後更新せず終身となります。 ※積立利率保証期間が30年の場合は81歳、20年の場合は86歳、15年の場合は91歳、10年の場合は96歳となります。				
契約者	被保険者、被保険者の配偶者または3親等内の親族・6親等内の血族から指定			
死亡保険金受取人	被保険者の配偶者または3親等内の親族・6親等内の血族から指定			
保険料の払込方法	一時払のみ取り扱います。			
解約	解約返還金をお受け取りいただけます。なお、解約された場合、以後の保障はなくなります。			
基本保険金額の変更	増額	取り扱いません。		
	減額	基本保険金額を減額し、減額部分の解約返還金をお受け取りいただけます。ただし、減額後の基本保険金額が10,000米ドル、10,000豪ドル、100万円以上ある必要があります。なお、残存部分は継続します。		
契約者貸付	取り扱いません。			



## 8 付加できる特約について (くわしくは「ご契約のしおり・約款」をお読みください)

 <b>2年間 保険金円保証特約</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ご契約時のみ付加できます(ご契約後の付加や、この特約のみの解約はできません)。</li> <li>■契約日から2年間の死亡保険金額を円貨で最低保証します。▶P11</li> <li>■この期間の死亡保険金は円貨のみでのお受取りとなります。</li> <li>■基本保険金額は、この特約を付加しない場合と比べて小さい金額となります。</li> </ul>
 <b>目標値到達時 定額円貨建終身保険 移行特約</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ご契約時およびご契約後に付加できます。</li> <li>■「一時払保険料の円換算額(判定基準金額)」に対する「解約返還金額の円換算額」の割合が目標値に到達した場合、円建の終身保険に移行します。</li> <li>■移行後の死亡保険金額については▶P11をご参照ください。</li> </ul>
 <b>保険料 円貨入金特約</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保険料を円貨でお払い込みいただけます。</li> <li>■指定通貨への換算に適用する為替レートは、円貨払込金額が第一フロンティア生命に着金した日の第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。</li> <li>*着金日について、第一フロンティア生命所定の金融機関が休業日の場合は、その金融機関の翌営業日となります。</li> </ul>
 <b>保険料 外貨入金特約</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保険料を指定通貨と異なる外貨でお払い込みいただけます。</li> <li>■指定通貨への換算に適用する為替レート(クロスレート)は、外貨払込金額が第一フロンティア生命に着金した日の第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。</li> <li>*着金日について、第一フロンティア生命所定の金融機関が休業日の場合は、その金融機関の翌営業日となります。</li> </ul>
 <b>円貨支払特約</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■死亡保険金、解約返還金、特約年金(「年金支払移行特約」または「死亡給付金等の年金払特約」を付加した場合)などを円貨で受け取ることができます。</li> <li>■死亡保険金などのご請求の際に付加できます。</li> <li>■円貨への換算に適用する為替レートは、第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。</li> <li>■円貨による特約年金受取の選択は、第1回の特約年金の請求の際に限ります。また、円貨による特約年金受取を開始された場合、以後、外貨で受け取ることはできません。特約年金原資額は、第一フロンティア生命所定の為替レートで円貨に換算し、その金額をもとに特約年金額を計算します。</li> </ul>
<b>年金支払移行特約</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■契約日から起算して1年以上経過しているときで被保険者の満年齢が90歳以下の場合に限り、付加できます。</li> <li>■特約年金支払開始日の前日の解約返還金額を特約年金原資額として、年金でのお受取りに移行できます。</li> <li>■特約年金の種類は確定年金で、年金受取期間は3年、5年および10年から選択できます。</li> </ul>
<b>死亡給付金等の 年金払特約</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■死亡保険金の支払事由の発生前に限り、付加できます。</li> <li>■死亡保険金の全部を年金で受け取ることができます。</li> <li>■特約年金の受取回数は、所定の回数(5回~40回の5回きざみ)から選択できます。</li> </ul>
<b>保険契約者代理特約</b> <small>フロンティアの ご家族安心サポート</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ご契約時およびご契約後に、被保険者の同意のうえ付加できます。</li> <li>■契約者が、認知症などにより手続きを行う意思表示が困難な場合に、あらかじめ指定した保険契約者代理人が、解約などの手続きを代理できます。</li> <li>■本特約には、保険契約者代理人が契約内容について照会できる「契約内容ご案内制度」が付帯されます。</li> <li>■くわしくは▶P25~28 および「ご契約のしおり・約款」でご確認ください。</li> </ul>

「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加した場合のお取扱いについて、以下のとおりとなります。



\*責任準備金とは、将来の死亡保険金をお支払いするために、積み立てたものです。  
 \*下記に記載のTTM(対顧客電信売相場仲値)は、第一フロンティア生命所定の金融機関が公表する値となります。

### 1 円換算の目標値設定

105%または110~200% (10%きざみ)で目標値を設定します。

払込通貨	円換算の目標金額
円 (「保険料円貨入金特約」を付加)	円貨払込金額 × 目標値
外貨(指定通貨)	一時払保険料の円換算額 × 目標値 ↑ 一時払保険料(指定通貨建) × 判定基準為替レート※1 (TTM+50銭)
指定通貨以外の外貨 (「保険料外貨入金特約」を付加)	外貨払込金額の円換算額 × 目標値 ↑ 指定通貨以外の外貨払込金額 × 判定基準為替レート※1 (TTM+50銭)

※1 第一フロンティア生命に着金した日(第一フロンティア生命所定の金融機関が休業日の場合は、その金融機関の翌営業日)の為替レートです。  
 ■「円換算の目標金額」が9億円相当額を超える設定、変更はできません。  
 \*市場環境によっては、目標値に到達しない場合があります。目標値については、市場環境をふまえ、ご指定ください。

### 2 到達状況の判定

解約返還金額の円換算額 が、上記 1 「円換算の目標金額」に到達しているかを毎営業日、判定します。

判定期間	解約返還金額の円換算額
契約日から1年経過以後※2	解約返還金額(指定通貨建) × 目標値判定為替レート(TTM-50銭)

※2 この特約を1年経過以後に付加した場合は、その付加日となります。  
 ■目標到達までは、目標値を何度でも変更することができます。変更時はさらに250%、300%も指定できます。

### 3 目標値到達

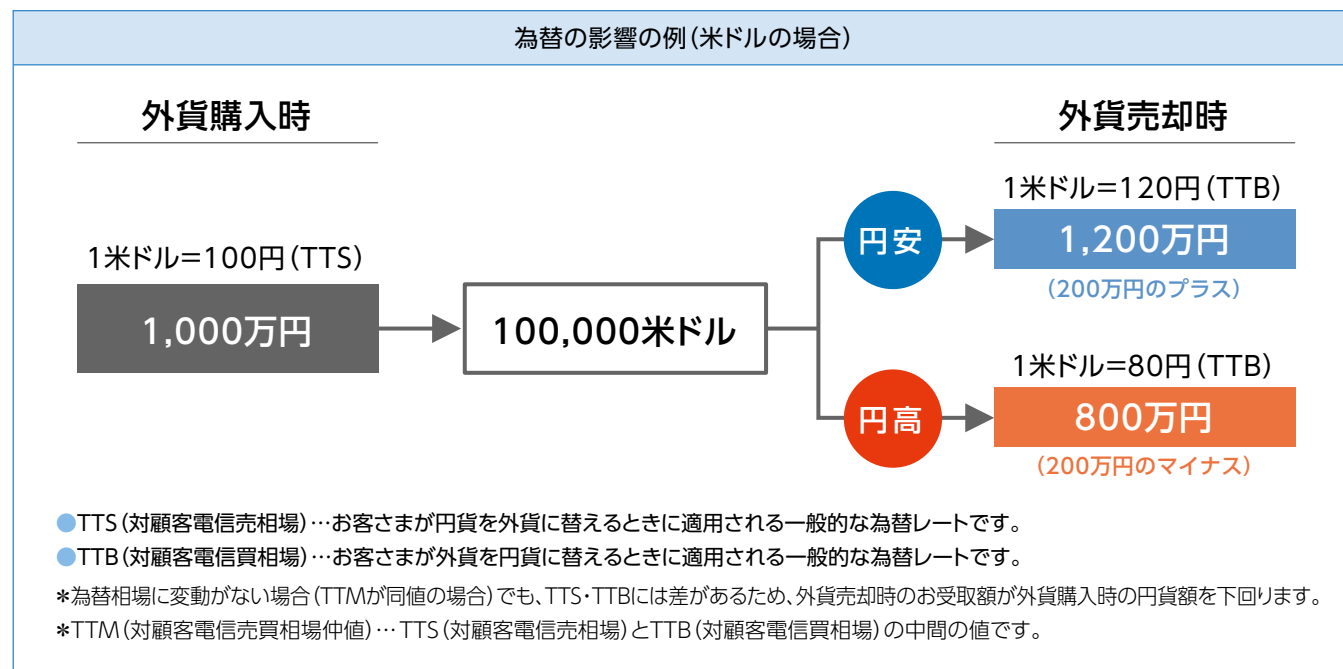
運用成果を円貨で確定し、自動的に円建の終身保険に移行します。

- 目標値に到達した日(到達判定日)の翌々営業日(定額円貨建移行日)に、円建の終身保険に移行します。
- 移行後基本保険金額は、到達判定日における解約返還金額の円換算額をもとに、定額円貨建移行日における基礎率など(予定利率、予定死亡率など)に基づいて算出します。
- 移行後基本保険金額が限度額を超える場合、超える部分に対応する「解約返還金額の円換算額」をご契約者にお支払いします。  
 ⚠ 限度額は、当社の他の終身保険(年金保険から移行した契約も含みます)および養老保険の基本保険金額と通算した所定の金額となります。
- 定額円貨建移行日以後の死亡保険金額については▶P11をご参照ください。
- 移行後に解約・減額した場合は、解約返還金額は責任準備金額と同額で、経過月数に応じて計算した金額となります(市場価格調整は行わず、解約控除もかかりません)。

契約概要



くわしくは▶P19をご参照ください。



## 10 解約返還金額について

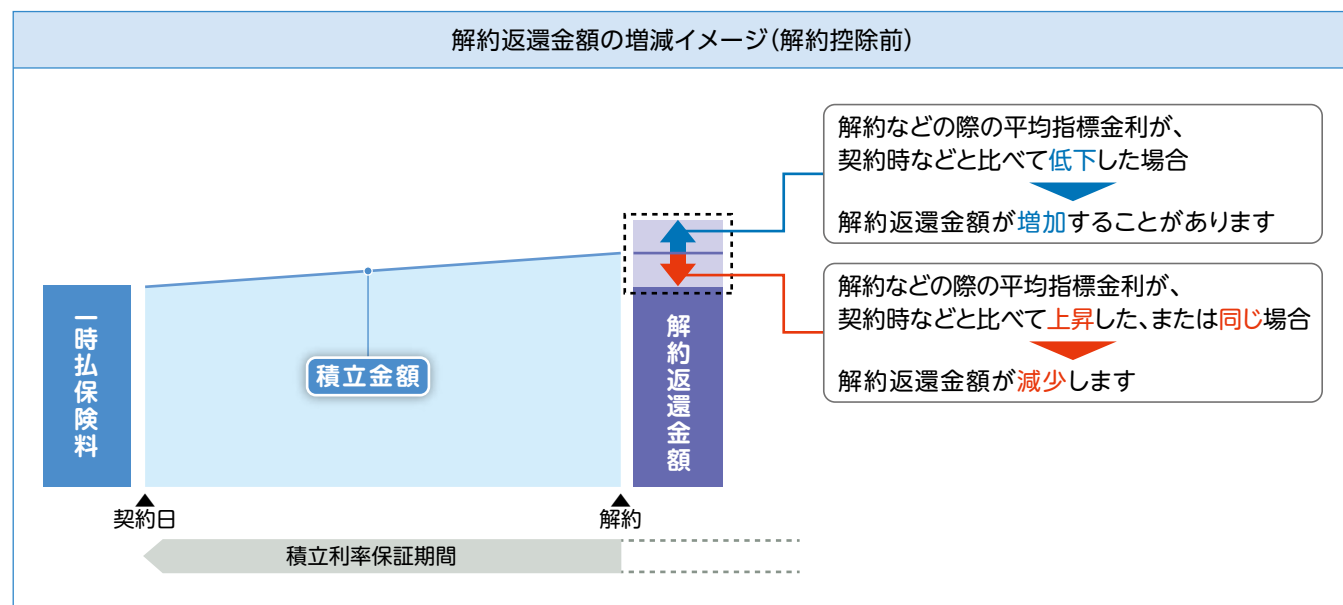
解約返還金額は、つぎの算式により計算されます。

$$\text{解約返還金額} = [\text{積立金額} \times (1 - \text{市場価格調整率})] - \text{解約控除の額}$$

### 市場価格調整

市場価格調整とは、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための手法のことをいいます。この手法により、解約・減額の際の平均指標金利に応じて、解約返還金額が増減します。

\*「市場金利」の水準に基づいて、解約返還金額の計算に適用する「平均指標金利」が算出されます。



市場価格調整率は、つぎの算式により計算されます。

$$\text{市場価格調整率} = 1 - \left[ \frac{1 + \text{適用されている積立利率の算出時の平均指標金利}}{1 + \text{解約返還金計算日の平均指標金利} + 0.10\%} \right] \times \frac{\text{月数}}{12}$$

\*「適用されている積立利率の算出時の平均指標金利」とは、解約返還金計算日にこの保険に適用されている積立利率の算出において用いた指標金利の平均値とします(▶P10をご参照ください)。

\*「解約返還金計算日の平均指標金利」とは、解約返還金計算日を契約日(積立利率保証期間の更新後は、直前の積立利率保証期間更新日)とみなした場合に、当社の定める方法により計算される、この保険契約と同一の指定通貨でこの保険に適用されている積立利率保証期間と同一の期間に適用される積立利率の算出において用いる指標金利の平均値とします。

\*「月数」とは、積立利率保証期間の満了日までの月数(残存月数)に応じて以下のとおり計算されます。

- ・残存月数が60ヵ月以下の場合：残存月数×0.60
- ・残存月数が61ヵ月以上の場合：残存月数×0.56+2.4ヵ月


残存月数が1ヵ月未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。積立利率保証期間が更新されたとき、残存月数は更新後の積立利率保証期間の満了日までの月数となります。

\*解約返還金額の計算に用いる利率を設定する時期(毎月1日と16日)と解約返還金計算日の間に生じる金利変動や、運用資産売却時の費用等に備えるため、市場価格調整率において所定の係数(0.10%)を設定しています。このため、契約日(積立利率保証期間の更新後は、直前の積立利率保証期間更新日)の市場金利と解約返還金計算日の市場金利が同一であっても、解約返還金計算日の積立金額に対して残存期間に応じて一定率が控除されます。


### 〈積立金額に対して控除される率の例〉

契約日(積立利率保証期間の更新後は、直前の積立利率保証期間更新日)と解約返還金計算日に適用される平均指標金利が1.00%の場合

積立利率保証期間の満了日までの残存年数									
30年	29年	28年	27年	26年	25年	24年	23年	22年	21年
1.67%	1.61%	1.56%	1.51%	1.45%	1.40%	1.34%	1.29%	1.23%	1.18%
20年	19年	18年	17年	16年	15年	14年	13年	12年	11年
1.12%	1.07%	1.01%	0.96%	0.90%	0.85%	0.79%	0.74%	0.68%	0.63%
10年	9年	8年	7年	6年	5年	4年	3年	2年	1年
0.57%	0.52%	0.46%	0.41%	0.35%	0.30%	0.24%	0.18%	0.12%	0.06%

「年金支払移行特約」を付加して年金受取に移行する場合や、 目標値に到達して円建の終身保険に移行する場合などにも、市場価格調整が適用されます。


最終の積立利率保証期間更新日(▶P12をご参照ください)以後は市場価格調整を行いません。

 「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加して目標値に到達し、円建の終身保険への移行後は市場価格調整を行いません。

### 解約控除

解約控除の額は、つぎの算式により計算されます。

$$\text{解約控除の額} = \text{一時払保険料} \times \text{解約控除率} (\text{▶P17・18} \text{をご参照ください})$$

 「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加して目標値に到達し、円建の終身保険への移行後は解約控除はかかりません。

- 市場価格調整および解約控除により、ご契約から解約までの期間が短い場合の解約返還金額は一時払保険料を大きく下回ります。
- 上記の具体的な金額例については、「ご契約のしおり・約款」または「設計書」をご確認ください。

## 11 お客さまに負担していただく費用について

くわしくは▶P17~19をご参照ください。

- この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。
- 「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでお読みください。

1 **⚠️ お客さまに負担していただく費用があります**

この保険に係る費用は、以下の費用の合計になります。



**すべてのご契約者に負担していただく費用**

積立利率保証期間中、積立金からご契約の締結に必要な費用および死亡保険金を支払うための費用を控除します。

\*上記の費用は、通貨の種類、契約年齢、性別、経過期間などによって異なるため、具体的な数値や計算方法は表示していません。

また、積立利率の計算にあたって、ご契約の締結・維持などに必要な費用および死亡保険金を支払うための費用の率(=保険契約関係費率)をあらかじめ差し引いております。

**特定のご契約者に負担していただく費用**

- ①ご契約を解約・減額する場合や、  「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加し、円建の終身保険に移行する場合などに、つぎの費用をご負担いただきます。

項目	費用	時期
解約控除 ご契約の解約などの際に必要な費用です。	一時払保険料に経過年数に応じた解約控除率を乗じた金額 (注)解約控除率は▶P18 参照	ご契約の解約などの際に控除します。

▶次ページへ



解約控除率

〈米ドル建〉

経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上	
積立利率保証期間	30年	5.5%	5.0%	4.4%	3.9%	3.3%	2.8%	2.2%	1.7%	1.1%	0.6%	0.0%
	10年	4.0%	3.6%	3.2%	2.8%	2.4%	2.0%	1.6%	1.2%	0.8%	0.4%	0.0%



〈豪ドル建〉

経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上	
積立利率保証期間	20年	5.5%	5.0%	4.4%	3.9%	3.3%	2.8%	2.2%	1.7%	1.1%	0.6%	0.0%
	10年	4.0%	3.6%	3.2%	2.8%	2.4%	2.0%	1.6%	1.2%	0.8%	0.4%	0.0%



\*   定額円貨建移行日以後に解約・減額した場合、解約控除はかかりません。

〈円建〉

経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上	
積立利率保証期間	30年	2.5%	2.3%	2.0%	1.8%	1.5%	1.3%	1.0%	0.8%	0.5%	0.3%	0.0%
	15年	2.0%	1.8%	1.6%	1.4%	1.2%	1.0%	0.8%	0.6%	0.4%	0.2%	0.0%

- ②   「2年間保険金円保証特約」を付加した場合、契約日から2年間、積立金から死亡保険金の支払額を円貨で最低保証するための費用を控除します。

\*上記の費用は、通貨の種類、契約年齢、性別、経過期間などによって異なるため、具体的な数値や計算方法は表示していません。

- ③   「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加し、円建の終身保険に移行する場合、移行後基本保険金額は、ご契約の維持などに必要な費用および死亡保険金を支払うための費用を控除する前提で算出されます。

\*上記の費用は、定額円貨建移行日の年齢・性別、経過期間などによって異なるため、これらの具体的な数値や計算方法は表示していません。

- ④「年金支払移行特約」および「死亡給付金等の年金払特約」を付加した場合、年金受取期間中の毎年の特約年金支払日に、つぎの費用を負担していただきます。

項目	費用	時期
保険契約関係費 (年金管理費)* 年金支払管理に必要な費用です。	受取特約年金額に対して0.4% (円貨で特約年金を 受け取る場合は最大0.35%)	年金支払開始日以後、 特約年金支払日に 控除します。

\*特約年金額は、特約年金支払開始日以後、特約年金の支払いとともに上記の費用を控除する前提で算出されますので、費用が特約年金額から差し引かれるものではありません。また、保険契約関係費(年金管理費)は2022年2月現在の数値であり、将来変更されることがあります。ただし、特約年金支払開始日以後は、特約年金受取開始時点の数値が年金受取期間を通じて適用されます。

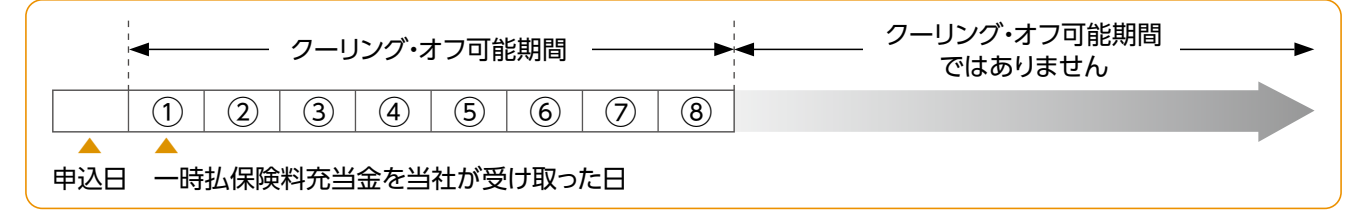
▶次ページへ



### 3 8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除(クーリング・オフ)ができます

■お申込者またはご契約者は、**ご契約の申込日または一時払保険料充当金を当社が受け取った日のいずれか遅い日から起算して8日以内**<sup>※1</sup>であれば、**書面または電磁的記録によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除**<sup>※2</sup>ができます。

※1 8日以内には土日、祝日、年末・年始などの休日を含みます。  
 ※2 お申込みの撤回またはご契約の解除のことを以下「お申込みの撤回など」といいます。



■お申出方法が書面の場合、郵便(はがき、封書)<sup>※3</sup>により第一フロンティア生命あてにお申し出ください。お申込みの撤回などは、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力が生じます。

※3 個人情報保護の観点から、なるべく封書によりお申し出ください。  
 <送り先> 〒141-8712 日本郵便株式会社 大崎郵便局 郵便私書箱第26号  
 第一フロンティア生命保険株式会社 お客様サービスセンター

■書面には、以下の記入事項をご記入ください。

記入事項	記入例
お申込みの撤回などをする旨	私は契約の申込みの撤回を行います。
お申込者などの氏名(自署)	ダイイチ タロウ 第一 太郎 *フリガナをあわせてご記入ください。
お申込者などの住所・電話番号	〒123-4567 ○○県○○市××1-2-3 TEL○○-xxxx-○○○○
お支払いいただいた金額・通貨	〇,〇〇〇,〇〇〇 (米ドル・豪ドル・円)
ご本人名義の返金口座	○○銀行 ○○支店 預金種類 1234567 口座名義人 ダイイチ タロウ

■第一フロンティア生命ホームページ(<https://www.d-frontier-life.co.jp/>)からもお申し出いただけます。この場合お申込みの撤回などは、当社受信時に効力が生じます。

\*電磁的記録(当社ホームページ、CD-R等)によるお申出が可能です。  
 \*CD-R等の電磁的記録媒体によるお申出の場合は、当社あて発信時に効力が生じます。

■クーリング・オフのお申出をされた場合のご返金は、保険会社に保険料としてお支払いいただいた通貨となります。  
 \*外貨でお受け取りになる際には外貨預金口座をご指定ください。取扱金融機関によっては、円貨預金口座をご指定された場合、円貨に両替される場合があります。

■ したがって「保険料円貨入金特約」の付加有無により、クーリング・オフに伴いご返金する通貨が異なります。くわしくは、下記の表をご参照ください。

	保険料お支払い時の通貨	クーリング・オフに伴いご返金する通貨
「保険料円貨入金特約」を付加する場合	円貨 <sup>※4</sup>	円貨 <sup>※5</sup>
「保険料円貨入金特約」を付加しない場合	外貨 <sup>※6</sup>	外貨 <sup>※7</sup>

※4 「保険料円貨入金特約」を付加して保険料を円貨でお支払いいただく場合、所定の費用(通貨を換算する場合の費用)が発生します。  
 ※5 円貨でお支払いをいただいた金額と同額を、円貨でお返しいたします。  
 ※6 金融機関代理店等で円貨を外貨に両替する場合、所定の手数料が発生します。また、お客様の口座から当社口座へ送金を行うための、所定の手数料が発生することがあります。  
 ※7 外貨でお支払いをいただいた金額と同額を、外貨でお返しいたします。ただし、外貨でのご返金となるため、当初の資金が円貨の場合(金融機関代理店等で外貨に両替した場合)、以下により、ご返金額が円貨ベースでは**元本割れることがあります**。  
 ①円貨から外貨への両替に係る金融機関所定の手数料 ②外貨から円貨への両替に係る金融機関所定の手数料  
 ③送金及び着金に係る金融機関所定の手数料 ④為替差損(益)  
 \*「保険料外貨入金特約」を付加した場合は、外貨払込金額と同額をお支払いいただいた通貨でお返しいたします。

### 通貨を換算する場合の費用

以下の場合には、為替手数料が為替レートに反映されており、当該手数料はお客様の負担となります。TTM(対顧客電信売買相場仲値)は、第一フロンティア生命所定の金融機関が公表する値となります。

①「保険料円貨入金特約」を付加して保険料を円貨でお支払いいただく場合など

「保険料円貨入金特約」における為替レート	TTM+50銭
「円貨支払特約」における為替レート	TTM-50銭
「2年間保険金円保証特約」の為替レート <sup>※</sup>	TTM-50銭
「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」の目標値判定為替レート	TTM-50銭

※指定通貨建の死亡保険金の支払額を円貨に換算する為替レートです。一時払保険料の円換算額(「保険料円貨入金特約」を付加した場合は、円貨払込金額)と同額を支払う場合には、この為替手数料はかかりません。

②「保険料外貨入金特約」を付加して保険料を外貨でお支払いいただく場合

「保険料外貨入金特約」の為替レート(クロスレート)
(払込通貨のTTM - 25銭) ÷ (指定通貨のTTM + 25銭)

\*上記の為替レートは、2022年2月現在の数値であり、将来変更することがあります。

**外貨のお取扱いにかかる費用について**

保険料を外貨でお支払いいただく際には、銀行への振込手数料などの手数料をご契約者に負担していただく場合があります。また、死亡保険金、解約返還金などを外貨でお受け取りになる際には、取扱金融機関により諸手数料などの実費を負担していただく場合があります。当該手数料はお客様の負担となります。  
 \*上記の諸手数料は取扱金融機関によって異なります。

## 2 この保険のリスクは以下のとおりです

### **解約・減額する場合のリスクについて(損失が生じるおそれ)**

この保険は、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための市場価格調整を行うこと、解約または減額の際に解約控除がかかることなどの理由により、解約返還金額などが一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

### **為替リスクについて(損失が生じるおそれ)**

為替相場の変動により、お受取時の為替レートで円貨に換算した死亡保険金額、解約返還金額などが、ご契約時の為替レートで円貨に換算した死亡保険金額、解約返還金額などを下回る場合や、ご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

注意喚起情報

## 4 告知は不要です

- この保険のご契約に際しては、ご契約者および被保険者に対し、告知を求めません。
- 入院中または余命宣告を受けている被保険者のお申込みはお取り扱いできません。  
\*申込日以降の入院予定が明らかになっている場合や、「介護老人保健施設」「介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)」「介護療養型医療施設」「介護医療院」への入居も同様の取扱いとなります。

## 5 ご契約時に適用される積立利率は、契約日(保障の責任が開始される日)における積立利率となります

- 積立利率は毎月1日と16日の月2回設定されます。
- お申込みから契約日までの間に積立利率が変更となった場合、契約日の積立利率が適用されますので、ご注意ください。
- 積立利率保証期間を更新する場合には、更新日の積立利率が適用されます。

## 6 保障の開始は以下のとおりとなります(保障の責任開始期)

- 保険契約のお申込みを第一フロンティア生命が承諾した場合には、**第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取ったときから、ご契約上の保障が開始されます。**
- 募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと第一フロンティア生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。
- 保険料に充当するための借入を前提としたお申込みは、お受けできません。

## 7 死亡保険金などをお支払いできない場合があります

- 死亡保険金の免責事由に該当した場合(責任開始期の属する日から起算して**3年以内に被保険者が自殺したとき、ご契約者・死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたときなど**)
- 重大事由によりご契約が解除となった場合(**ご契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する、もしくは関係を有していると認められたときや、死亡保険金を詐取する目的で事故を起こしたときなど**)
- 死亡保険金の不法取得目的によるものとしてご契約が無効となった場合
- 詐欺によるものとしてご契約が取消しとなった場合

## 8 解約返還金額が一時払保険料を下回ることがあります

- 解約返還金額はつぎの影響をうけます。  
①市場価格調整 ②解約控除 ③  円貨に換算した金額は解約時の為替レート  
解約返還金額の計算方法などくわしくは **P15・16** をご参照ください。

## 9 この保険には為替リスクがあります

- くわしくは **P19** をご参照ください。

## 10 ご指定いただける「保険契約の型」について

- この保険では「保険契約の型」として、「死亡保障型」と「死亡・認知症介護保障型」がありますが、裏表紙に記載する募集代理店では「死亡保障型」のみのお取扱いとなり、「死亡・認知症介護保障型」のお取扱はありません。そのため、この冊子では「死亡保障型」についてのみ、記載しております。

## 11 保険金額などが削減されることがあります

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、死亡保険金額などが削減されることがあります。**
- 保険業法に基づき設立された生命保険契約者保護機構に第一フロンティア生命は会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構によりご契約者などの保護の措置が図られることとなります。ただし、この措置が図られたとしても、ご契約時にお約束した死亡保険金額の削減など、契約条件が変更されることがあります。くわしくは、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 TEL:03-3286-2820  
受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時  
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

## 12 現在のご契約を解約または減額して、新たに保険契約のお申込みをする場合、お客さまにとってつぎのような不利益となる事項があります

- ご契約中の保険契約の解約返還金額は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。また、一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権などを失うこととなる場合があります。
- ご契約中の保険契約のままであればお支払いができる場合であっても、新たな保険契約では、詐欺による取消しや責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したときなど、保険金などが支払われないことがあります。
- ご契約中の保険契約を解約した場合、新たな保険契約の取扱いにかかわらず、いったん解約した保険契約を元に戻すことはできません。また、ご契約中の保険契約を減額した場合、元の契約に戻す(復旧する)取扱いに制限を受けることがあります。

## 13 この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります



## 14 この保険にかかわる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です

- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(生命保険協会ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)
- 「生命保険相談所」が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、「生命保険相談所」内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っております。

## 15 死亡保険金のお支払いに関する手続きなどの留意事項は以下のとおりです

- お客さまからのご請求に応じて、死亡保険金のお支払いを行う必要がありますので、死亡保険金のお支払事由が生じた場合のほか、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにご連絡ください。
- 第一フロンティア生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。
- 死亡保険金のお支払事由が生じた場合、複数の保険契約にご加入されていればそれぞれの契約について保険金などのお支払事由に該当することがありますので、「保険証券」、「ご契約のしおり・約款」などを十分にお読みください。なお、ご不明な点がある場合にはご連絡ください。

## 16 ご加入の生命保険に関するお手続きやご照会・ご相談・苦情については下記までご連絡ください

- 第一フロンティア生命は引受保険会社として、契約内容に関するご照会やお客さまからのお申出への対応、死亡保険金の支払手続きに関する照会を含む各種手続き方法に関するご案内など、ご契約の保全に関するすべての業務を行います。
- 募集代理店は、契約内容に関するご照会対応など一部の業務を行います。

第一フロンティア生命お客さまサービスセンター  
フリーダイヤル **0120-876-126** 営業時間 9:00~17:00  
(土日、祝日、年末年始などの休日を除く)

## 17 税務のお取扱いは以下のとおりです

- ここに記載の税務のお取扱いは2022年2月現在のものです。法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。

\*2037年12月31日までの各年の所得税に対しては「復興特別所得税」が適用され、各年の所得税額に対して2.1%を乗じた金額が追加的に課税されます。

## 外貨建の保険契約のお取扱い

- 外貨建の保険料などは、以下の基準により円貨に換算したうえで、円建の生命保険と同様のお取扱いとなります。
- \*「保険料円貨入金特約」を付加した場合は、下表の保険料については円貨払込金額となります。
- \*「保険料外貨入金特約」を付加した場合は、下表の保険料については外貨払込金額を円貨に換算した金額となります。
- \*「円貨支払特約」などを付加した場合で、当社が、死亡保険金、解約返還金などを円貨でお支払いしたときは、そのお支払いした金額に基づき課税されます。

項目		円換算日	換算時の為替レート
一時払保険料		保険料領収日	TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)
死亡保険金	相続税・贈与税となる場合	支払事由発生日	TTB (円換算日最終の対顧客電信買相場)
	所得税(一時所得)となる場合		TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)
解約返還金		解約返還金計算日 (請求書類の受付日)	TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)

- \*受取額は、円換算額で課税されるため、外貨建の受取額が一時払保険料相当額を下回っても課税されることがあります。
- \*受取額は、円換算額で課税されるため、税引後の外貨建の受取額が一時払保険料相当額を下回ることがあります。

## ご契約時

- お申し込みいただいた保険料は、以下の条件を満たせば、払い込んだ年の一般の生命保険料控除の対象となります。介護医療保険料控除および個人年金保険料控除の対象とはなりませんのでご注意ください。なお、保険料払込方法が一時払のため、払い込んだ年のみ控除の対象となります。

生命保険料控除の適用条件	ご契約者(保険料負担者)が納税者本人であり、死亡保険金の受取人が、本人か配偶者またはその他の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)であること。
--------------	---

## 保険期間中

- 解約・減額時の差益に対する課税  
解約返還金額から一時払保険料を差し引いた金額が、所得税(一時所得<sup>※</sup>)+住民税の対象となります。
- 死亡保険金受取時の課税

契約形態	契約例			課税の種類
	ご契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金 受取人	
ご契約者と 被保険者が同一人	A	A	B	相続税
ご契約者と 死亡保険金受取人が同一人	A	B	A	所得税(一時所得 <sup>※</sup> )+住民税
ご契約者、被保険者、 死亡保険金受取人がそれぞれ別人	A	B	C	贈与税

\*契約者(=保険料負担者)と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が相続人である場合、他の死亡保険金などと合算のうえ、「生命保険金の非課税枠(500万円×相続税法で定める法定相続人数)<相続税法第12条>」が適用されます。

※一時所得の課税対象  
一時所得については、他の一時所得と合算して年間50万円限度の特別控除があります。特別控除を超える部分については、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。

— いざ、お金が必要になった時にも安心 —

# フロンティアの ご家族安心サポートのご案内

想像してみましょう。たとえば…

## 対策前

認知症で  
意思表示が困難に



母が介護施設に入居する費用が必要…

- 解約の手続きは、母(契約者)しかできない…
- 成年後見制度\*の利用も、手間がかかりそう…

\*認知症や知的障害のある方など、判断力が充分ではない方々が不利益を被らないように、その方を援助してくれる方(成年後見人)を付け、法律的に支援する制度です。

母の保険証券を見ても、内容がよくわからない…

困ったなあ…



## ご安心ください!!

ご契約者の代わりに、  
指定されたご家族が手続きを代理できるサービスがあります。  
もちろん、ご契約内容の照会はいつでもできます。



保険契約者代理特約

契約者ご自身が、手続きを行う意思表示が困難である、またはそれに準ずる状態と判断される場合は、「保険契約者代理人」が本人に代わって手続きを行うことができます。

契約内容ご案内制度

「保険契約者代理人」がご契約内容について、いつでも照会できます。

\*「フロンティアのご家族安心サポート」を付加するにあたり、費用はかかりません。

## 対策後

いざという時、息子に  
手続きしてもらえて安心♪



- ✓ 困ったときでも、まとまった資金をスムーズに受け取れる準備ができるね
- ✓ 母(契約者)の契約内容がいつでも確認できるのも安心(^^)

ご家族も安心



## 保険契約者代理特約 について

保険契約者代理人は、  
ご契約者\*が**被保険者の同意**を得て、以下の範囲内から**1人指定**できます。

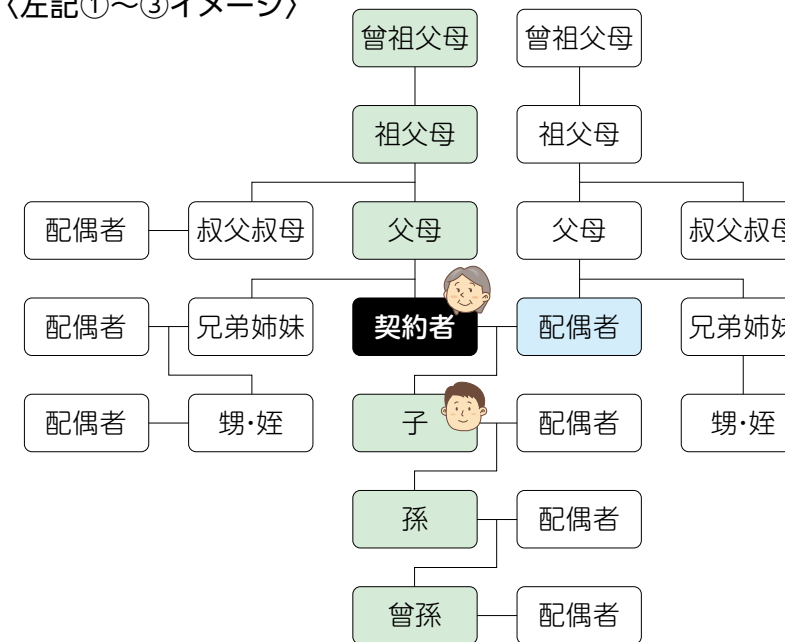
\*年金支払に移行後は、年金の受取人とします。(以下同じ)

- ① 契約者の配偶者
- ② 契約者の直系血族
- ③ 契約者の3親等内の親族

上記①～③以外で、  
第一フロンティア生命が認めた以下の方

- ④ 契約者と同居または生計を一にしている方
- ⑤ 契約者の財産管理を行なっている方
- ⑥ 被保険者
- ⑦ 保険金などの受取人
- ⑧ 上記④⑤⑥⑦と同等の関係がある方

〈左記①～③イメージ〉



保険契約者代理人による**代理手続きの流れ**は、以下のとおりです。  
(解約などの「支払系」手続きの場合)

契約者が認知症等で  
手続きを行う意思表示が  
困難な状況に該当



保険契約者代理人が当社に連絡

第一フロンティア生命より、保険契約者代理人宛に  
必要書類を送付



保険契約者代理人が  
必要書類を  
第一フロンティア生命に提出

第一フロンティア生命がお支払い可否を判断

契約者または保険契約者代理人に  
解約返還金等をお支払い

解約返還金等の請求にあたって  
必要な書類

- ① 保険契約者代理人の本人確認書類
- ② 契約者と保険契約者代理人の関係(続柄等)が確認できる書類
- ③ 当社所定の診断書
- ④ 当社所定の請求書

保険契約者代理人の口座でも  
受け取れます

\*1回あたりの支払金額が、  
原則2,000万円以下の場合に限ります。  
\*年金受取の場合、契約者との続柄が「子」であることが必要です。

この場合、解約返還金等の財産の帰属先は契約者本人  
であることから、**契約者に**所得税・住民税が課税されます。

\*ここに記載の税務上のお取扱いは2022年2月現在のものです。法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。



## 契約内容ご案内制度 について



契約の内容を**保険契約者代理人と共有**できます。

保険契約者代理人を指定する際、契約者ご本人に同意いただいたうえで、保険契約者代理人に契約内容を開示します。

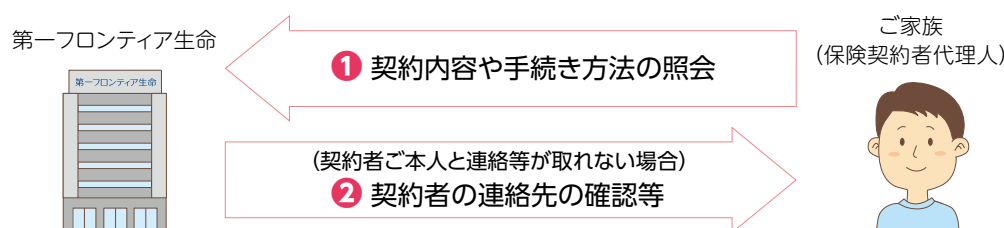
### 指定時 開示の タイミング

- ご契約と同時に指定する場合は、契約者ご本人への「保険証券」送付と同じタイミングで、郵送にて行います。\*
- ご契約後に指定する場合は、「保険契約者代理特約」付加の請求書が第一フロンティア生命に到着し、当社での手続きが完了した後、郵送にて行います。\*

\*保険契約者代理人に、対象となる契約の契約者・被保険者・受取人、保険種類、保険料などをお知らせします。

### ご契約中 指定後

- 1 契約者ご本人と同様に、保険契約者代理人からの問合せについて、契約内容や手続き方法を説明させていただきます。
- 2 契約者ご本人宛の通知が届かなかった場合や、連絡が取れない場合などに、保険契約者代理人に第一フロンティア生命から連絡することがございます。



## Q & A

**Q** 保険契約者代理人は「死亡保険金受取人」と同一人にする必要がありますか？

**A** 受取人への事前の相談や、受取人と同一人(受取人が複数の場合はいずれか1人)とすることを推奨します。

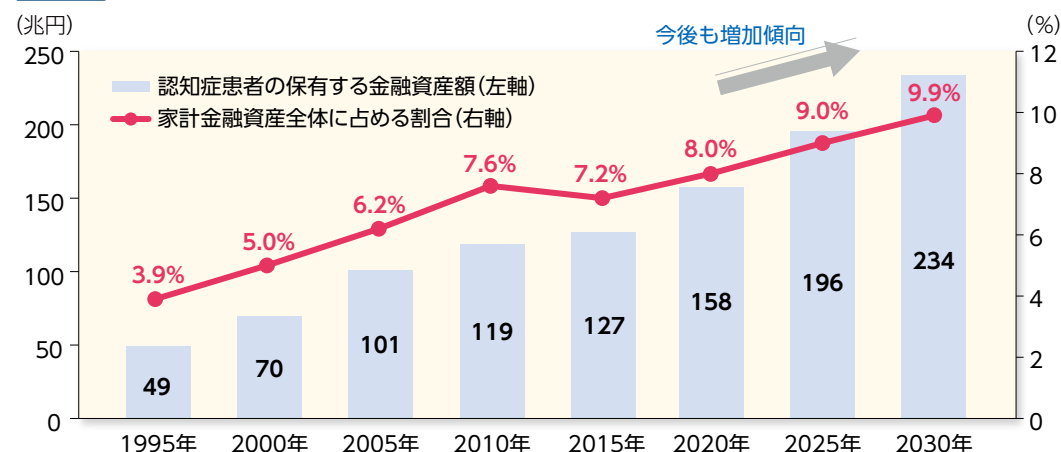
**Q** 未成年者を保険契約者代理人に指定することはできますか？

**A** 指定できます。  
なお、代理手続き時点でも保険契約者代理人が未成年であれば、その親権者から手続きいただくこととなります。

**Q** 「ご契約内容のお知らせ」などの定期通知の宛先を、保険契約者代理人の住所に変更できますか？

**A** 契約者ご本人の意思表示が困難になった場合は、保険契約者代理人による所定の手続きにより、変更できます。

### 参考 認知症患者が保有する金融資産額



成年後見制度の利用以外にも、いざという時、ご家族が代わりに照会や手続きができるようにしておく良さそうです。



## 主な手続き一覧

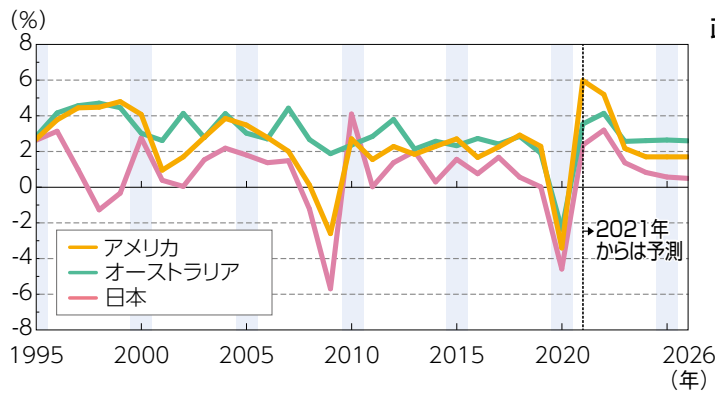
\*「プレミアプレゼント2」を含む、全ての第一フロンティア生命商品に関する手続きとなります。

○代理手続き可能 △条件により可能 ×不可 \*保険商品やご加入時期により、代理できる手続きが異なる場合があります。

	お手続きの種類	保険契約者代理人	備考
保険金などの請求(支払系)	解約・減額	○	
	死亡保険金(給付金)のお受取り	△	受取人が契約者と同一人の場合に限りです。
	年金のお受取り・プラン選択	△	・受取人が契約者と同一人の場合に限りです。 ・「プラン選択」とは、更新、繰延べ、終身移行などのことをいいます。
	認知症・介護保険金のお受取り	×	指定代理請求人により請求が可能です。
年金保険に関するお手続き			
	年金の種類・受取期間の変更	○	
	年金支払開始日の変更	○	
	目標値の設定・変更・解約	○	
	生存給付金等の上限額設定	○	
受取口座の変更 *契約者ご本人口座または保険契約者代理人口座(契約者の「子」に限る)への変更とします。			
	年金	△	受取人が契約者と同一人の場合に限りです。
	定期支払金	○	
	定期給付金	○	
	生存給付金	△	受取人が契約者と同一人の場合に限りです。
	満期保険金	△	受取人が契約者と同一人の場合に限りです。
ご契約内容の変更など			
毎月お払い込みいただく保険料			
	保険料の減額	○	
	払込方法・払込経路の変更	○	
	届出口座の登録・変更	○	
受取人などの指定・変更			
	ご契約者	×	
	死亡保険金(給付金)受取人	×	
	生存給付金受取人	△	受取人を契約者に変更する場合に限りです。
	満期保険金受取人	△	受取人を契約者に変更する場合に限りです。
	年金受取人	△	受取人を契約者に変更する場合に限りです。
	遺族年金受取人	×	
	保険契約者代理人	×	
	指定代理請求人	×	
ご登録情報の変更など			
	届出住所・連絡先の変更	○	
	保険証券の再発行	○	

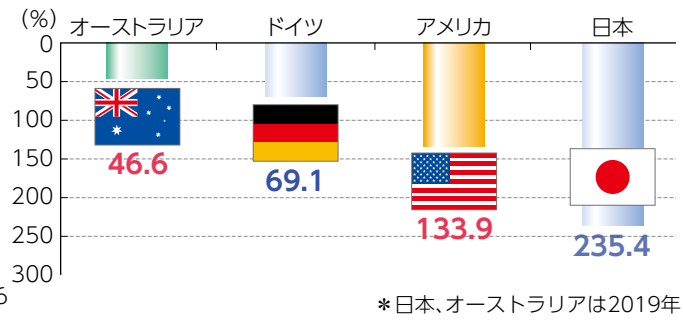
## アメリカ・オーストラリアの魅力

### 日本より高い経済成長率(日本との比較)



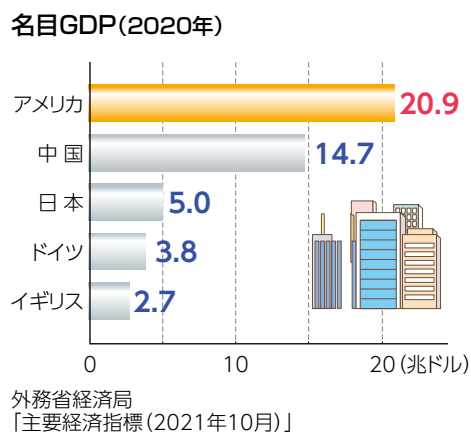
### 比較的良好な財政状況

政府債務残高の各国GDP比(2020年)

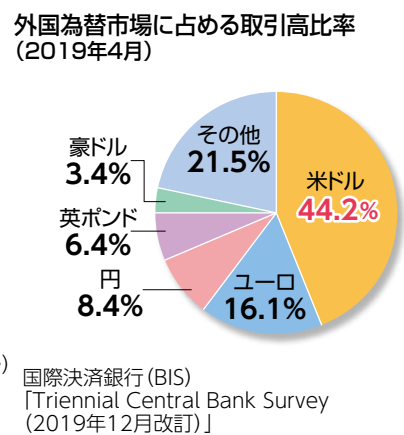


## アメリカ(米ドル)

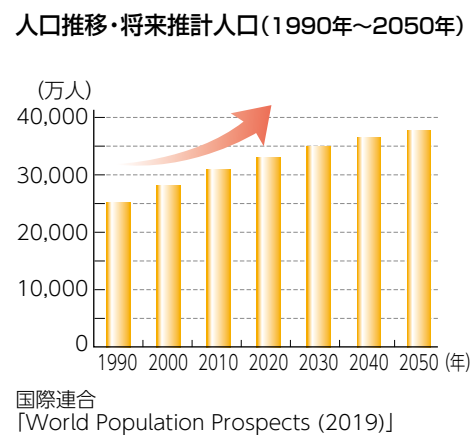
### 世界一の経済大国



### 世界の基軸通貨

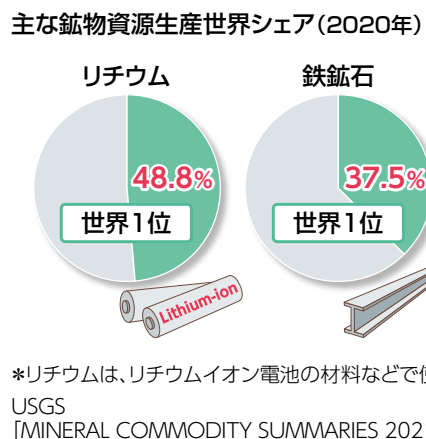


### 今後も人口増加の見込み

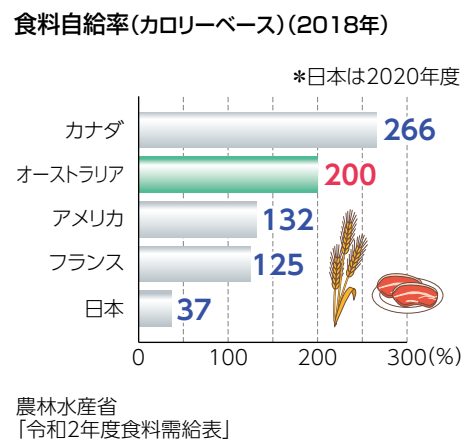


## オーストラリア(豪ドル)

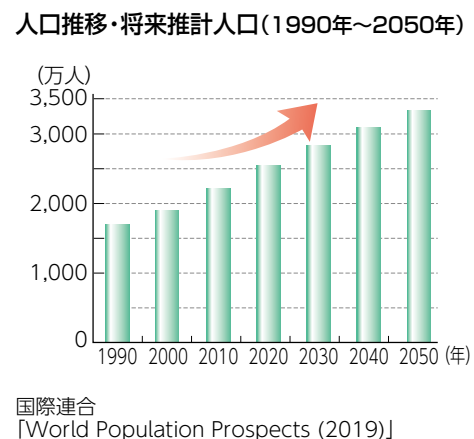
### 豊富な天然資源



### 高い食料自給率

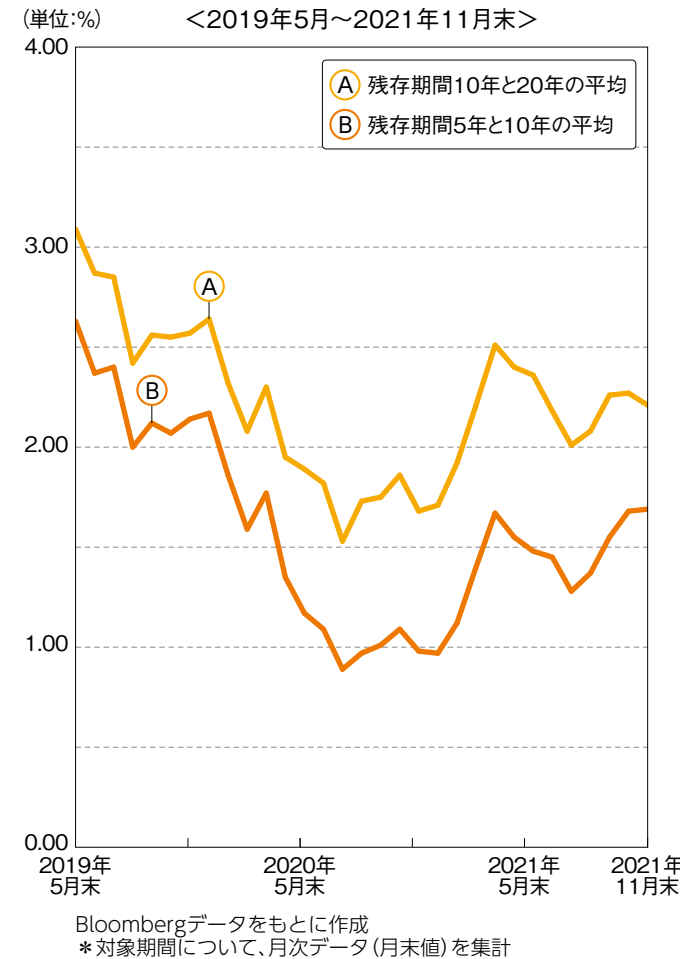


### 今後も人口増加の見込み

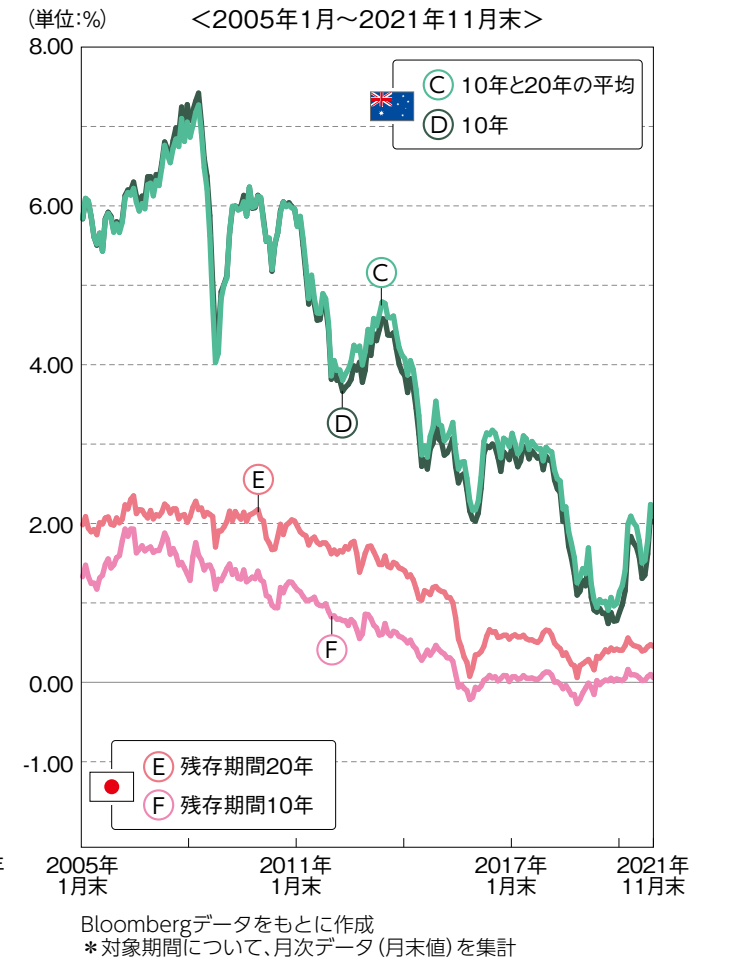


## 積立利率の算出のもとになる「指標金利」の推移

米ドル 加重平均インデックス利回り



豪ドル金利スワップレート 日本国債の流通利回り



## 為替レートの推移 (2000年1月~2021年11月末)

